

會學濟經學大國帝都京

經 濟 叢 論

號 三 第 卷 七 十 四 第

行 發 日 一 月 九 年 三 十 和 昭

論 叢

戰時下の米穀對策……………

經濟學博士 八木芳之助

利子論の新舊……………

文學博士 高田保馬

時 論

昭和十三年度豫算を論ず……………

經濟學博士 汐見三郎

研 究

經濟發展と信用擴張……………

經濟學士 一谷藤一郎

カール・メンガーの歴史學派批判……………

經濟學士 白杉庄一郎

靜學的均衡理論と動學化の問題……………

經濟學士 青山秀夫

カルブンの利子論……………

經濟學士 澤崎堅造

フラスケムパーの指數理論……………

經濟學士 内海庫一郎

說 苑

飛驒白川の戸口……………

經濟學博士 本庄榮治郎

ペーシユ・貨幣機構理論の一修正……………

經濟學士 岡倉伯士

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

(禁 轉 載)

カルヴンの利子論

澤崎堅造

目次 一、はしがき 二、「利子に關する手紙」 三、「聖書講解」 四、むすび

ジャン・カルヴン¹⁾の利子論は、利子學說史上重要な地位を占めるものである。それは近世的徴利是認の先驅をなすからである。蓋し古代、中世に亙る長い徴利禁止の歴史が、漸く彼の頃から著しく變化を示して、徴利を本質的には是認せんとする傾向が全面的に且つ積極的になつた。彼よりも先きに勿論徴利の實際は行はれて居つたのであり、また色々な名目の下に公然認められてゐたものもあり、教會法學者も漸く實際に適合せしめようと色々工夫を試みたのであり、また宗教改革者に於ても既にルーテルやメランヒトン²⁾は利子に關して可成り積極的な是認の態度を示した。けれども、それらにも拘らずカルヴンの利子論が特に有名なのは、一つにはその内容が全面的且つ積極的に是認をしたその程度が、從來のすべての説に比して遙かに進んでゐると云ふ點と、も一つは彼の地位が、彼の神學的權威が、當時の社會的情勢と相俟つて、預つて大いなる力があつたと云はなければならぬ。兎に角彼の利子論の影響と云ふものは非常に大であつて、それは彼の教説が一般に行はれた所謂カルヴィニズム諸國、例へば和蘭・英國・米國に於て、特にその後利子説が發展したことに於てよく示されるのである。そこで

1) Jean Calvin (1509-1564) 佛蘭西生れ、瑞西の宗教改革者。
2) Philipp Melancthon, (1497-1560)

彼の利子論は、單に利子學說史上の問題として重要である計りでなく、所謂資本主義の成立、發展の問題に關して可成り注目せられるに至つたものである。

ところが、カルプンの利子論なるものは、その名が徒らに喧傳されつゝも、その本態はよく知られてゐない。それは彼の利子論が示されてゐる文獻が資料として極めて不確かなこと、また極めて偏つたものであるからであらう。利子に關してエコラムパデウスに宛てたる回答の手紙として知られてゐるものは、實は宛名の無い且つ日附の無いものであるし、その原文も佛蘭西文なりや羅典文なりやはつきりしてゐないものである。從來の書翰集も版により異り、權威ある學者の引證も從て區々である。^{注)}彼の利子論は更に「聖書講解」の中に處々に散在してゐる。けれどもそれを集約して、充分なる研討を加へてゐるものは殆んどないと云つて差し支へない。そこで彼の利子論の特質又は時代との關係等の問題に入るに先立つて、まづ彼の利子論の内容を一應明かにして置きたいと思ふ。これが本文の主たる目的である。

(註) カルプンの死後最も近く出版されたものは一五七五年ベザの編纂になるゼネバ版であるが、その後の一五九七年のハノーバ版及び一六六七年のアムステルダム版等は何れも羅典文であるが、この外なほローザンヌ版、シユーエ版等があるが、それは引證を見ることが出来ないから何ともわからない。併し最近での最も權威あるものとしてはCorpus Reformatorum, Joannis Calvini, opera quae supersunt omnia, Brunswigae, 1888 Xa S. 245-249 に掲載された“De Usuris”なる標題の手紙は、明かに佛蘭西文である。從てこれを引證するものは何れも佛文である。但しH. Troeltschの引證はCorp. Rel. XXXVIII S. 247 から羅典文のものを掲載してゐる。併し此の卷數は「宗教改革者全集」(C.R.)の通し番號であつて、カルプンの部分では當然Xa S. 247とならねばならぬから、それは佛文となる筈である。

II

- 3) W. J. Ashley, An Introduction to English Economic History and Theory. 野村兼太郎氏譯、七七〇頁參照。
- 4) Böhm-Bawerk, Capital und Capitalzins I, Innsbruck, 1900², S. 31 a. 2. M. Neumann, Geschichte des Wuchers in Deutschland, Halle, 1865, S. 493.
- 5) H. Wiskemann, Darstellung der in Deutschland zur Zeit der Reformation herrschenden Nationalökonomischen Ansichten, Leipzig, 1861, S. 80 a.

一、「利子に関する手紙」——利子に関してカルヴンが書いた手紙として有名なのは、前述の所謂エコラムパヂウスに宛てたものとして知られてゐるものであるが、その外にもなほ一五五六年四月二十八日附「佛蘭西の或るユグノーに與へたる手紙」があり、その初めの部分に、前述の有名な「手紙」の内容と殆んど同じ趣旨のものがより簡単に認されてある。なほ一五六〇年一月一日附で More なる人に宛て、牧師が利子を取つて金を貸すことの危険を警戒した回答がある。それは佛文であるが、同様な趣旨の羅典文のものが一五六二年にある。¹⁰⁾ この外カルヴンに宛て、利子に關して問合せた手紙がある。その一つが一五四五年十一月七日附 Sacinus からの手紙である。¹¹⁾ その内容が、カルヴンの有名なる「手紙」とよく符合するといふので、多分これとの關係あるものとされる。¹²⁾ しかし確證はない。更に一五四九年十一月二十日附の Dethovius からの手紙があり、¹³⁾ そこには基督者が商人に金を預けて年々一定の所得を得ることは許さるべきやとの問合せがある。但しこれにもカルヴンの回答は見出されない。なほこの外に、手紙ではないが一五四七年にゼネバ市及び附近の法規を制定した際に、利子の最高率を五歩とする旨が掲載されてゐる。¹⁴⁾ これも多分カルヴンの指示に基くところであらう。

とに角、かゝる諸々の文獻はあるが、殊に有名なのは、また重要なのは所謂「エコラムパヂウスに宛てた手紙」^註として知られてゐるものである。但しこれがエコラムパヂウスに宛てたものでないことは明かであるが、進んでその名を指示することは可成り困難なことである。

(註) この「手紙」が "Oekolampadius" に宛てたものとするのは Ashley, Böhm-Bawerk, Hastings, O'Brien, Oncken, Palgrave,¹⁵⁾ 打村鐵三氏、¹⁹⁾ 西本頼氏等²⁰⁾ であるが、その名を掲げないものも、權威あるものは Neumann, Troeltsch, Wunsch, 高橋誠一¹⁸⁾

- 6) K. Holl, Die Frage des Zinsnehmens und des Wuchers in der reformierten Kirche, G. A. K. III, 1922, Tübingen, S. 385.
G. Wunsch, Evangelische Wirtschaftsethik, 1927, Tübingen, S. 334.
- 7) Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, Tübingen, 1923,³ G. S. I, S. 707. a.
- 8) R. Schwarz, Johannes Calvins Lebenswerk in seinen Briefen, II, Tübingen,

郎氏等²¹⁾である。更に「Saclunus」なる名を進んで擧げてゐるものは Harkness 及び Corp. Ref.²²⁾の編者である。併しこれには確たる證據はない。従て此の宛名の問題は、この手紙の年代の問題と共に、なほ充分なる研究がなされなければ、依然として不明である。

こゝにはその問題には深入りしないことにするが、たゞ「エコラムパデウス」に宛てたものでないことは明かである。そのことだけ一寸述べて置かう。その理由の一つは、彼の死の年である。彼は一四八三年に生れ、主としてパーゼルの牧師として働き、一五三一年に同地で死んだ。ところがカルヴンが佛蘭西を逃れて初めてパーゼルに來たのは一五三四年である。だからその時は既に三年も前に Oekolampadius は死んでゐるのである。もし一五三一年よりも前に識つてゐたとするならば、その頃はカルヴンは未だ新教に回心してゐない（彼の回心は一五三二年から三三年の間であるから）、僅に二十一、二歳のカトリックの青年であつたに過ぎない。次の理由は、彼の教養といふ點である。彼はカルヴンよりも二十五歳も上であり、牧師兼同地の大學教授であつた。それに彼は既に早く一五二〇年には「聖パデリウスの高利説教」の翻譯を著してゐる、即ち彼自ら一定の見解を持つてゐた筈である。かゝるエコラムパデウスが何も遠い佛蘭西の、カトリックの青年に、微利について問合せをする必要があらうか。

尙、この「手紙」の内容については、前掲高橋氏の諸著にその概要が示されてゐる。全文の英譯が American Society for Political Education, Tract IV, 1881 として刊行されてゐる由であるが、それは嚴密な譯でないといふ。Hastings 及び Palgrave の辭典には夫々極く概要が示され、Harkness には主としてその初めの部分が、Macleod²³⁾にはその中央部分が英譯されてゐる。

この「手紙」の内容は、大體三段に分れてゐる。まづその初めに於て、「私自身には經驗はないが、他人の例からして、貴方から尋ねられた問題について回答を與へることが如何に危険であるかを知つた」併し、これもし貴方自身に對して答へるのであり、第三者に關することでないならば、心配は要らないのだが。「何となれば、私は貴方の慎重さと中庸さとをよく知つてゐるから」——（こゝに彼が如何にこの名宛人に對して信頼をしてゐるか、その人の性格がわかるやうである）——「併し貴方が他人のために求めるのならば、彼は私が欲するよりも以

1909, S. 20 f.

9) Corp. Ref. Opera Calvinii, Xa S. 262 f.

10) ibid XIX S. 245.

11) ibid XII S. 210 f.

12) ibid S. 210 a. G. Harkness, John Calvin, the man and his ethics, 1931, New York, p. 204.

上に私の言葉から幾分でも許可を取るであらうことを恐れる」と。これによつてカルヴァンが利子に關する回答をすることを如何に躊躇したかゞわかる。從來の例によれば、その結果は多く悪くなつてゐる。人々はそれを口實として非常な弊害を生んでゐると、このことは此の手紙の初めと終りとに繰り返へし述べられてゐる。

本文に這入つて、まづ舊新約聖書の利子に關して述べられたところについて、それらは從來の徴利禁止の論據とせられたが、併しこれらの聖書の語句は總べて特殊なる場合を指したのであつて、一般の利子或は適當なる範圍又は程度のものをも絶對的に否定したのではない。(この點については、なほ彼の「聖書講解」について述べる際に諱る)更にアリストテレスの「貨幣は貨幣を生まない」、またそれと相似たる初代教父達の教説に反對しつゝ、彼自身の論説即ち徴利是認を述べてゐる。曰く

「貨幣は貨幣を生まないとする聖アムブローゼヤクリソストムの理由付けは私の判斷によれば餘り表面的に過ぎる。海は如何。土地は如何。また家の賃料からも収入を得る。それは貨幣が其處に生ずるからか。土地は物を生ずる。それから貨幣が作られる。そしてその家の使用が貨幣で買ふことが出来る。そこで貨幣は人が考へ得る如何なる他の所有形式に於てよりも、商賣に於て、より實入りが多いのではないか。息を貸して、その代り一定の支拂を求めることが合法で、貨幣の使用から何らかの利潤を受けることが不法であらうか。もし人が息を貨幣を以て買ふとするならば、その貨幣は年々貨幣を生まないだらうか。商人はその利益を如何にして作り出すのか。彼らの勤勉と君は云ふであらう。確にもし貨幣が堅い箱の中へ藏はれるならば、それは子を生む筈がない位は子供でもわかる。併し私から金を借らんことを求めた者は、それを遊ばして置いて、何物をも得ないと云ふ筈はない。利潤は貨幣自身の中にはない。が、その使用から来る利潤の中にある……故に、私は結論する、徴利は聖書の或る章句によつてではなく、たゞ衡平法 (ngle dequite) にちつて判斷するべきである」²⁵⁾

かく云つてから、なほ「富める債務者」の例を述べてゐる。

13) C. R. O. C. XIII S. 460 ff.

14) C. R. O. C. Xa 55 f.

15) Encyclopedia of Religion and Ethics XII, p. 553.

16) An Essay on the Economic Effects of the Reformation, London, 1923, p. 20.

17) Geschichte der Nationalökonomie I, Leipzig, 1902, S. 145.

18) Dictionary of Economics II, p. 432.

「烟及地代に於て大きな財産を持つてゐるが、現金を多く持つてゐない或る富める人について考へて見よう。他にも一人、それ程の財産を持つてはゐないが、併しもつと用意されたる貨幣を持つてゐるとする。後者は、自分の貨幣で或る烟を買はんとするたが、前者から金を貸して呉れる様にと頼まれた。その金を貸した人は、その金に對する賃料と、その烟は元本が支拂はれるまで抵當に入れることを約定する。が、元本が完済されるまで、その賃料即利子 (*usura*) で満足するだらう。然らばその契約が、もし抵當なしに、たゞ貨幣の利得に對してのみなされる契約が何故に呪はれるのであるか。それよりもつと苛酷な賃料がその烟を抵當とすることによつて許されてゐるときに。然らば我々は單なる言葉によつて事物を判斷し、物それ自身の本性からなされるのではないとするならば、それは神を兒戲に等しいとするのではないか。宛ら徳も罪も言葉の形式から得られるかのやうに」²⁰⁾

此の如く、カルヴンは債務者必ずしも貧ならず、却て利得を得るために他から金を借りることがある。債権者も亦當然に、その金を使用するを得ば利得を作るであつたらうし、従てこれを貸付けることによつて當然に或る種の所得が得られなければならない。従て一定の利息がそこに於て認められる筈であるとした。この「手紙」に於ては未だ十分に債権者の現實の損失の辨償 (*Dammum emergens*) 又は得べかりし利益の辨償 (*Lucrum cessans*) の點を何れも明確には示してゐない。けれども「後者 (債権者) は、自分の貨幣で或る烟を買はんとしてゐたが」と云ふところにて於てその間の消息を幾分示してゐる。たゞ此の點については、後述する様に「聖書講解」特に「モーセ律法」の講解に於て、より明確に示してゐる。

更にこの「手紙」の後半に於て、微利是認についての七つの條件を掲げてゐる。この點を注意する必要がある。彼の利子論が單なる是認論でないこと、幾多の警戒と制限との下になされたものであることを示す。第一には、貧しき者、災害に遭つた不幸な者からは利子を取らないこと。第二に、貧しき同胞を疎んじて必要なる努めを怠る程に獲得をしてはならないこと。第三には、人は自然的衡平法 (*equitè naturelle*) の範圍を越してはならないこ

19) 中世教會法的微利論考、一五一頁。

20) 利息法史論、一六三頁。

21) 重商主義經濟學說史四六二頁以下、經濟學前史六五二頁以下、基督教經濟思想 (岩波世界思潮、第六卷) 七一頁以下。

22) C. R. O. C. XII S. 210 a.

23) The History of Economics, London, 1896, p. 467 f.

と。それは神の法 (*rigle de Christ*) によつて確められてゐるのだから。²⁴⁾ 第四に、借手は借りた金からより、多くの利得を作らねばならぬ。借りた金を遊ばして置いて不毛としてはならぬ。第五には、併しながら粗野なる世間の慣習 (*constume vulgaire*) に依つてはならぬ。我々の法は神の言葉 (*une rigle de la parole de Dieu*) から得られねばならない。第六に、貸借をば私事とせず、公共の福祉に反してはならない。第七に、その地方の公定制限を越えてはならぬ。 (*necede la mesure que les loix publiques de la region*)。その限度は高きに過ぐるよりも寧ろ低きに過ぎる位の方がよいと。

これら七つの條件又は制限は、何れも近代の考へとは餘程違つたものがあることがわかる。債務者の状態につき、貧困、窮迫の際は利子を取らないやう注意すること、然らざる債務者の場合は十分にそれを活用して利得を生ぜしむべきことを條件に入れてゐること、また自然法、衡平法、廣く云へば神法を常に根底に置いてゐること、公共の福祉を注意してゐること、更には利率の法的限定を定めてゐることなど、何れも彼の特徵であらう。

三

二、「聖書講解」——カルゾンの聖書講解は、一五三八年のストラスブルグ時代から、一五六三年即ち彼の死の前年まで、實に二十五年間に亘り心血を注いだものである。が、その際に聖書の中で利子に關して述べられてゐる箇所について、彼が如何に講解し且つ自己の見解をも述べてゐるかは可成り興味あることであり、重要なことである。以下簡単にそれらの内容を示して見よう。講解されたる順序によることとする。

(イ) イザヤ書——これに關する講解が印行されたのは一五五〇年であるから、²⁵⁾ 實際に講義されたのはそれよ

24) Corp. Ref. O. C. Xa S. 245.
25) C. R. O. C. Xa S. 247 f.
26) ibid 248.
27) ibid 248.
28) ibid 249.
29) C. R. O. C. XXXVI S. 21 f.

り二、三年前になるだらう。とに角、その中で利子については、「買ふ者も賣る者もひとしく、貸す者も借る者もひとしく、利をはたるものも利をいだし者もひとしくこのことにあふべし。地はことごとく空しくことごとく掠められん」(同廿四・二、三)があるが、彼はこゝに於て利子については特別に何も語つてゐない。

(ロ) 共観福音書——これは一五五五年に刊行されてゐる。³⁰⁾ マタイ傳五・四二に「なんぢ請ふ者にあたへ、借らんとする者を拒むな」とあるのは、乞ふものには總べて區別なく與へるべきことを意味してゐる。けれども決して浪費を意味してゐるのではない。我々に賜つたものを無駄に撒いてはならぬからである。基督の意味は、一つには弟子達に自由且つ寛裕を教へること、二つには人を助けることを義務とすべきことを教へるのである。仁慈は神への義務である。故に報酬を當てにして貸してはならぬ。ルカ傳六・三四、三五には「なんぢら得ることあらんと思ひて人に貸すとも、何の喜すべきことあらん。罪人にても均しきものを受けんとて罪人に貸すなり、何をも求めずして貸せ、さらばその報は大ならん」とある。これによつて基督は明かに利子を禁じたとされてゐるが、併し一般的に禁じたのではない。高利を目的として貸すもの、貧者を苦しめるものを警めたのである。むしろ債権者の心構へを重視したのである。商業的行爲が神の目に協ふものでないと従來屢々云はれてゐるが、併し親切な心に於てなした總べての貸付行爲は絶對的に否定されるのではない。従てそれから生ずる報酬を總べて禁じたのではないことは明かである。最後に「基督者にとつて、金を貸すことから利益を得ることが、法的なりや否やは、余は此の章ではこれ以上論じない」と云つてゐる。

(ハ) 詩篇——これは一五五七年に刊行されてゐる。³¹⁾ その第一五篇第五節に「貸をかして過ぎたる利をむさぼ

Calvin's Commentary on the Book of the Prophet Isaiah, trans. by the Calvin Translation Society, II, p. 163 f.

30) C. R. O. C. XLV, S. 186 f.

Comm. on a Harmony of the Evangelists, I, p. 301 f.

31) C. R. O. C. XXXI S. 147.

Comm. on the Book of Psalms I, p. 212 f.

らず、賄賂を入れて無辜を書はざるなり。斯ることどもを行ふものは永遠に動かさるゝことなかるべし」とある。この最初の句は、ダビデが一切の利子を取つてはならぬと、一般的に叱つてゐるかの如く云はれてゐる。またこの「過ぎたる利」即ち「高利」なる名は何處でも嫌はれてゐる。そこで實際には、この「高利」と云ふ名を用ひすに他の名を擧げる。而もその本性は同じである。従て弊害は一層激しくなつた。同時に混同も生ずることゝなつた。高利がいけないのは、それが不勞所得だからである。他の人が銘々生活資料を得るために營々として働いてゐるのに、高利貸は遊んでゐる。その弊害は債權者側のみでなく、債務者側にもある。債務者の危険、貧困、窮迫の事情をよく察知しなければならぬ。彼らをそのまま放置して置いてはならぬ。「貨を貸して過ぎたる利を食らす」と云ふのは、一概に利子を禁止したのではない。それはユダヤ人に對して特別に示されたる律法である。だからこれを總べての國民に妥當せしむることは無理である。但し缺乏に苦しむ貧者には、それを害することなしに幾許かの利子に於て貸すことによつて得るものは、必ずしも不法の高利の中に入れることは出来ない。

(ニ) エレミヤ記——これは一五六三年刊行である。³³⁾その一五・一〇には「全國の人我と争ひ我を攻む。われ人に貸さず、人また我に貸さず、皆我を詛ふなり」とある。人間の現實社會に於て、かゝる悪しき世の中にあつて、眞の友情を以て商賣を營むと云ふことは、もしあればそれは珍しいことである。かゝる中にあつては「金を貸さず、また借らず」従て「金錢に關しては何の争ひをも持たない」とする。これは反面に高利の瀾蔓とその呪咀とを示すものであると。

(ホ) モーゼ律法——これは一五六四年(彼の死の年)に刊行された。³⁴⁾これは出埃及記、利未記、申命記などを

32) 申命記 23:19, 20 参照。

33) C. R. O. C. XXXVII, S. 470.

Comm. on the Prophet Jeremiah, II, p. 269.

34) C. R. O. C. XXIV. S. 979.

Comm. on the Four Last Book of Moses, arranged in the form of a Harmony, III, p. 125 f.

一括して述べたものであるが、その序に於て、人が他人の財を取らないといふことでは消極的に過ぎる。もつと進んで他の爲めに慈悲を以て盡すべきである。同胞が困窮してゐるとき、出来るならこれを助けるのが當り前だ。助けないのは不正である。況んや他人の損失に於て自己を富ますと云ふことがあつてはならぬ。

出埃及記の二二・二五に「汝もし汝とともにあるわが民の貧しき者に金を貸す時は、金貸の如くなすべからず、又これより利足をとるべからず」、利未記二五・三六、三七に「汝の兄弟より利をも息をも取るべからず、神を畏るべし、また汝の兄弟をして汝と共にありて生命を保たしむべし」。また「汝かれに利をとりて金を貸すべからず、また益を得んとして食物を貸すべからず」とあり、更に申命記二三・一九、二〇には「汝の兄弟より利息を取るべからず即ち金の利息、食物の利息など凡て利息を生すべき物の利息を取るべからず」、「他國の人よりは汝利息を取るも宜し、唯汝の兄弟よりは利息を取るべからず」——これらの敘述の根本思想となつてゐるのは正義と愛である。神の法は正義の法であり、同時に仁慈の法である。これらの法によつて「高利」³⁵⁾は當然に嫌悪され、排斥された。それでこれを逃れるために、元本以上のものと云ふ意味で「増加」³⁶⁾といふ言葉を採用した。併しそれは口實であつて、神の法は直ちにそれを見破つて、兩者は本質に於て同じものとした。例之、利未記で「利をも息をも」と云ふ所以である。かくして「利子」は一般的に「高利」として嫌はれてゐる。けれども債權者にとつては、「その金を使用することを失ふことによつて引き起されたる損失に對する辨償として」³⁷⁾、また「用意されたる金を持つ者は、そしてそれを貸さんとするものは誰れでも、それを以て何かを買ふのであつたならば、彼自らに利益を得たであらうこと、また取得のあらゆる機會が提供されてゐることを、主張するであらう。かくて常に彼

35) 邦譯聖書に「利」(イザヤ)、「過ぎたる利」(詩篇)、「利足」(出埃及)、「金の利息、食物の利息」(申命記)等とあるは大體「高利」を意味する。ヘブライ原語の neshek 即ち「啣むこと」から出で、羅典譯の“usura”、英譯の“usury”である。佛譯では“intérêt”又は“usure”、獨譯では“Wucher”と云ふ。

36) 邦譯聖書では主として「息」又は「益」と譯し「利」と區別してゐる。この言葉の原語は therbith (又は tarbith と讀む)と云ひ單に「増加」を意味するが、

の辨償を求める根拠がある。それは如何なる貨幣も損失することなしには貸すことが出来ないから」と。これは極めて重要な箇所である。こゝに於て彼は明かに、所謂期待利益の辨償 (*Lucrum cessans*) をも認めたのである。また次いで、所謂「富める債務者」の例をも認め、「富める債務者又は生産を営むものには、利子は自由に許さるべきである」と云つてゐる。なほそこには債権者の心が大切であること、即ち慈悲の心からそれがなされるのでなければならぬこと、従て若し債務者が困窮の場合には無利子で貸さねばならぬこと等を云つてゐる。

(一八) エゼキエル書——これは一五六三年に講解されたものであるが、併し途中で病氣に倒れたため途中で切れてゐる。そこで利子については一部のみ過ぎないが、それでも可成り詳しく論じられてゐる。尤もその趣旨は殆んど前掲の「モーゼ律法」の講解と同じである。エゼキエル書の一八・八以下「利を取りて貸さず、息を取らず」(一八)、「利をとりて貸し、息を取らば彼は生くべきや、彼は生くべからず」(一三)、また「その手を引きて憐める者を苦しめず、利を取らず、わが律法を行ひ、わが法度に歩まば彼はその父の悪のために死すことあらじ、必ず生くべし」(一七)等が引證されるのである。そして「富める債務者」の例をこゝでも引いてゐる。また「利子」「高利」に關する言葉の吟味を詳しく述べてゐる。併し多くの人が言葉を變へることによつて高利の事實を隠蔽しようとするのを攻めて、「言葉の上で述べようとしてはならぬ、事實を取扱はねばならぬ」と云ふ。こゝに彼の利子論の特質がある。

四

以上によつて、カルプンの利子論を示す二様の文獻について、略々その内容を紹介した。「利子に關する手紙」

聖書にはこれを「利」即ち「高利」を意味する *neshek* と共に用ひ、または同義語として用ひることによつて、その悪しき意味を示してゐる。但し利未記 25:37 と箴言 28:8 とは特別に *marbith* といふ文字を使つてゐるが、意味は大體同じである。

37) Comm. on the Four Last Books of Moses III, p. 129.

38) *ibid* p. 130.

は或る個人に宛てたものではあるが、それは一般的に彼の見解をよく示すものである。そこに於ては、彼の微利是認の論據が主として自然の結實性、社會的・經濟的な生産性の事實に於てあつたこと、そしてその底に自然法、衡平法又は神法の根據付けがあつたこと等々を注意するものである。なほ彼の微利是認が決して單なる是認論でないこと、幾多の條件、制限の下に極めて警戒的に許されたものであることを注意しなければならない。また「聖書講解」に於ては、「手紙」に於て充分に現はしてゐなかつたところの、債權者の期待利益の辨償と云ふところまで論據を展いた點は、彼の利子論の根據と範圍とを明確に示したものととして極めて重要なものである。

これを更に概括して、爾餘の利子論との比較を試み、以て彼の特質を論證しなければならぬのであるが、いまこゝでは十分にそれらを論述することが出来ない。そこで最後にたゞ彼の特質とも思はれるものを二、三擧げて見ることにする。

まづ第一には、自然的生産性、經濟的収益性を特に重要視したること。この點は主として古代、中世の利子論即ち微利禁止論に對して示される特徴であつて、聖書の禁止論は多く債權者の心情を問題としたのであり、アリストテレスの貨幣不毛説は、貨幣の機能を無視したためである。トマス・アキナスの利子論が、債權者の現實損失の辨償(*damnum emergens*)と云ふところまでは認めたが、期待利益の辨償(*lucrum cessans*)までは行かなかつたのは、時代の事情にもよらうが、兎も角も經濟、社會の収益性を充分に認めなかつた點にあると云へよう。

第二には、最高法定利率の制定である。これは主として同時代の宗教改革者例へばルーテルやメランヒトンに對して特徴とする點である。カルヴンが、各地方別に夫々の事情に應じてその政治機關が自ら進んで最高利率を

39) *ibid* p. 131.

40) C. R. O. C. XI. S. 428

Comm. on the Prophet Ezekiel II, p. 225 f.

公定せしめたと云ふことは、蓋し彼の非常な積極性を示すものである。エックが三重契約に於て徴利否認に餘程緩和を與へたし、ルーテルの徴利是認はその初期に於て殊に屢々行はれ、その文獻も多くあるが併しその晩年の極めて警戒的となつた事實は、その利子論を以て未だ十分に是認論を展開したとは云へない。メランヒトンが、支拂猶豫なしに貸付の當日から利子を取ることを許した點で、餘程カルヴンに近い様に思はれるが、併しメランヒトンはその場合の利率を裁判所の判定に待つと云ふことにした。カルヴンのは豫め公けに定めて置くと云ふ積極的態度を持つたと云ふ點に注目する必要があると思ふ。

第三には、債権者、債務者兩方の状態に注意したこと。この點は寧ろ近代の利子論との比較に於て示さるべき彼の特質である。蓋し十七世紀の利子論は和蘭・英國に盛んに行はれたが、それは主として利率論である。十八世紀以後の華と咲いた利子論の展開は諸々の論議を行はしめたが、併しそこには當事者の即ち債権者、債務者の状態が重視せられると云ふことがあるだらうか。カルヴンに於てはこのところが極めて重要視せられたのである。蓋し彼は債務者の状態が、消極的に貧窮、災害の場合には利子を認めなかつたのであり、反對にそれが富める場合には積極的にその収益性を薦めることによつて利子を是認せんとした。また債権者の状態についても、消極的には彼が現實に損失を被つた場合にはその賠償として利子を認め、また積極的にその状態が期待されたる場合には一定の限度に於てそれをも進んで認めようとしたのである。

要之、カルヴン利子論の特質は、自然的・經濟的生產性に根據を置いたこと、債権者の収益性にまで範圍を廣めたこと、債務者の状態を顧慮し、公共團體の積極的なる指導を薦めたこと等であると思ふ。(十三・六・一)